

# 板橋区立ふれあい館指定管理者候補団体の選定に関する要綱

(平成16年11月4日区長決定)

## (目的)

第1条 この要綱は、板橋区立ふれあい館の指定管理者となるべき団体（以下「指定管理者候補団体」という。）の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

## (選定委員会の設置)

第2条 指定管理者候補団体を選定するため、板橋区立ふれあい館指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (選定対象)

第3条 委員会は、板橋区立ふれあい館条例（昭和44年板橋区条例第13号。以下「条例」という。）第12条第2項の規定により申請した団体（以下「申請団体」という。）の中から指定管理者候補団体の選定を行うものとする。

## (組織及び委員の構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者につき区長が委嘱し、又は任命する委員5人をもって組織する。

- (1) 板橋区健康生きがい部長
- (2) 板橋区健康生きがい部生涯活躍推進課長
- (3) 板橋区健康生きがい部高齢政策課長
- (4) 外部委員 高齢福祉に関する識見を有する者 1人
- (5) 外部委員 板橋区立ふれあい館を利用する者 1人

2 委員会に委員長を置き、委員長は板橋区健康生きがい部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から、指定管理者候補団体の選定を行う年度の末日までとする。

## (委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、外部委員1人以上を含む3人以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

## (所掌事務)

第6条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 第8条の選定項目に照らし申請団体を審査し、施設の管理を行わせることが最も適当と認める団体を指定管理者候補団体として選定すること。

(2) 前号の選定結果を区長に報告すること。

(3) 前2号のほか、指定管理者の指定に関して区長が必要と認めること。

2 委員会は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、区長に意見を述べることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならない。

この場合において、委員が当該申請に関与したことが判明したときは、委員会は委員が関与した申請団体を選考対象外とするものとする。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、区長が公表した情報及び選定委員会が公表した情報については、この限りではない。

(選定項目)

第8条 指定管理者候補団体の選定は、条例第12条第3項各号に掲げる基準に応じ、次の各号に掲げる審査において、当該各号に定める選定項目により行うものとする。

(1) 第一次審査

ア 参加資格要件

イ 経営基盤

(2) 第二次審査

ア 管理運営の妥当性

(ア) 民間能力の活用、住民サービスの向上

(イ) 管理運営経費の効率的な運用

イ 管理運営主体の適格性

(ア) 団体の経営方針、管理運営能力、実績・専門性等

(イ) 行動規範、社会的責任・貢献等

(選定方法)

第9条 委員会は、第8条の選定に係る審査を次のとおり行う。

(1) 第一次審査

ア 第8条第1号に規定する選定項目を、申請団体が提出する書類により審査する。

ただし、経営基盤については、外部専門家に審査を委託する。

イ アによる審査の結果、第8条第1号に規定する選定項目の要件を満たしている団体を、第一次審査通過団体とする。ただし、要件を満たしている団体が5団体を超える場合は、同号の選定項目に基づく評価の高い団体から5団体以内を第一次審査通過団体とする。

ウ 一次審査の評価点は、次号の第二次審査の評価に加算又は減算しない。

(2) 第二次審査

ア 第8条第2号に規定する選定項目を、前号の規定により選定された団体が提出した事業計画書の内容及びプレゼンテーションにより審査する。

イ アによる審査の結果、評価の最も高い団体を指定管理者候補団体として、次いで評価の高い団体を次点として選定する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康生きがい部生涯活躍推進課が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年11月4日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成22年8月20日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成27年5月25日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成31年4月12日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和5年4月25日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和6年4月30日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。